第29回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月10日(火) 午後2時00分から午後3時30分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会 長	1 9	北田 耕平	委員	8	森地 隆照
副会長(会長職務代理者)	1 8	田畑 啓之助	委員	9	高井 啓
委員	1	小倉 剛	委員	1 1	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	1 2	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	1 3	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	1 4	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	1 5	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	1 6	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	1 7	服部 嘉子

5. 欠席委員 1名

役職名	議席番号	氏 名
委員	1 0	倉田 一良

- 6. 議 長 議席19番 北田 耕平 会長
- 7. 議事録署名委員 議席 5番 山下 年数 委員 議席 6番 葛原 準子 委員

8. 総会日程

- 1) 開会
- 2) 市民憲章唱和
- 3) 会長挨拶
- 4) 議事録署名委員の指名
- 5)議事
 - ○議案第141号 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について
 - ○議案第142号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
 - ○議案第143号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
 - ○議案第144号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
 - ○議案第145号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

用地利用集積計画の決定について

- ○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 6)報告及び協議事項
 - ○会長報告事項
 - ○副会長報告事項
 - ○広報編集委員会報告事項
 - ○女性農業委員報告事項
 - ○事務局報告事項
- 7) 閉会
- 9. 事務局出席者(4名)

事務局長 伊藤 勲

局長補佐 松井 章

局長補佐(農地係長) 田中 克司

農政係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 第29回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長開会にあたり、北田会長がご挨拶を申しあげます。

会 長 ・研修会・交流会での先進事例

- ・農地利用最適化推進に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員の役割の再確認
- ・地域の声を反映した農地利用最適化に対する意見書の検討

事務局長ありがとうございました。

これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に 議事の進行をお願いいたします。

議長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席10番 倉田一良委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって本総会の出席委員は18名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席5番 山下年数委員と、議席6番 葛原準子委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは最初に、議案第141号「農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について」を議題といたします。

まず、2条調書、整理番号4番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第141号をご説明申しあげます。議案書は1ページからとなります。

今月の申請は1件で申請者の住所、氏名、証明する土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号4番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の1ページ、2ページとなります。

申請理由について説明します。申請地は水利が悪いことから申請者の父が昭和30年頃から耕作されず、現在は周囲と一体的に山林化していることから、非農地としての証明を願い出られたものです。

申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当するため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

整理番号4番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 15番、福永です。10月27日に申請者の代理人と三雲推進委員とともに現地 の確認を行いました。事務局の説明のとおり、現地確認したところほぼ山林になっ ておりまして、農地に復元するのは不可能だということで証明相当と思われます。 ご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

続いて区域番号35番 三雲推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 35番、三雲です。事務局ならびに福永農業委員から説明あったとおり、当該地は山林化しておりまして、特に問題ないと判断させていただきました。

議 長 ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご 質問等がございましたらお伺いいたします。なおご質問される委員は議席番号とお 名前をお願いいたします。以後のご質問につきましても、同様にお願いいたしま す。ご意見ございませんか。

委員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号4番について採決 いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号4番につきましては、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。

議案第141号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第142号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議に ついて」を議題といたします。

> まず、3条調書、整理番号14番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第142号をご説明申しあげます。議案書は3ページからとなります。

今月の申請は3件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号14番につきましてご説明申しあげます。申請地は参考図の3ページから4ページとなります。

申請地は、農業振興地域内農用地であります。譲渡人は、会社勤めであり耕作を 行う時間が取れないことから申請地近くに住まいの譲受人に話をされましたとこ ろ、農地の所有権移転について合意され、申請を行われました。譲受人は現在、水 口町虫生野地先で野菜を耕作されており、申請地において、とうもろこしを栽培さ れる予定であります。

申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。

整理番号14番につきましては、議席10番 倉田委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 倉田農業委員の意見を朗読します。

当該土地は開拓事業で造成された土地で、地目は農地でありますが、今はとうもろこしなどの飼料作物を栽培していると聞いていまして、11月12日に現地を確認したところではきれいに耕されていました。譲渡人は耕作に困り、知人の譲受人に打診したところ、快諾が得られて売買が成立したと聞いております。当該土地の周囲も多くが荒廃していますが、今回の売買は耕作の継続を害するものではなく、農地の荒廃にはつながらないと判断いたしました。また周辺に及ぼす悪影響もないと判断をしております。以上から、私は本申請の許可は妥当であると思いますので、よろしくご審議決定くださるようお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございました。

続いて区域番号6番 西田推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 6番、西田です。本件に関しましては、事務局より詳細な説明があったとおりで ございます。なお、譲渡人と譲受人は共にパイロット地権者組合の組合員であり、 取得後、周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じるこ とはないと判断されます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご 質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号14番について採 決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号14番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに 決定いたします。

議長 続きまして、整理番号15番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号15番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の5ページ から6ページとなります。申請地は、農業振興地域内農用地であります。申請地は 譲受人の自宅前に位置しており、譲渡人は土地の管理が難しいため、譲受人に相談 されたところ、農地の所有権移転について合意され、申請を行われました。譲受人 は現在、水口町三大寺地先で水稲及び野菜を耕作されており、申請地において、引き続き水稲を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。

整理番号15番につきましては、議席10番 倉田委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 倉田農業委員の意見を朗読します。

当該土地は水稲栽培されている土地です。譲渡人は後継者がおられないため、隣地の耕作者である譲受人に申し出て、売買の合議に至ったものであります。11月12日に現地を確認したところきれいに耕されていました。今回の売買は耕作の継続を害するものではなく、農地の荒廃にはつながらないと判断をしております。また周辺に及ぼす悪影響もないと判断いたしました。以上から私は本申請の許可は妥当であると思いますので、よろしく審議決定くださるようお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございました。

続いて区域番号7番 福本推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 7番、福本です。説明にありましたとおり、譲渡人の跡取りが部落外に住んでおられ、耕作が無理だということで、早くから小作されている譲受人に相談され、今般売買という経緯になりました。部落としましても、部落内の気心知れた方の取引ということで喜んでおります。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご 質問等がございましたらお伺いいたします。

委員【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号15番について採 決いたします。

替成委員の挙手を求めます。

委員【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号15番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに 決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号16番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号16番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の7ページ から8ページとなります。申請地は、農業振興地域内農用地であります。譲渡人は 市外にお住まいであり、耕作が行えないことから譲受人に相談されたところ、農地 の所有権移転について合意され、申請を行われました。譲受人は現在、甲南町杉谷 及び新治地先で水稲及び野菜を耕作されており、申請地において、引き続き水稲を 栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議長ありがとうございました。

整理番号16番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 15番、福永です。事務局の説明のありましたとおり、この土地は圃場整備をした時点で一筆の分筆になっておりまして、その時から譲受人がずっと耕作をされておりました。持ち主が3年前に亡くなり、成年後見人が寝屋川におられ、農業はできないし、今までずっと譲受人が借りていたので問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

続いて区域番号34番 渡邊推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 34番、渡辺です。事務局ならびに福永委員がおっしゃられたとおりでございまして、許可相当と思いますので審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご 質問等がございましたらお伺いいたします。

委員【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号14番について採 決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員【举手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号16番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに 決定いたします。

議案第142号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第143号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議に ついて」を議題といたします。

> 最初に、4条調書、整理番号15番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第143号をご説明申しあげます。議案書は5ページからとなります。

今月の申請は1件で、申請者の住所、氏名、転用する土地の所在、地目、転用面 積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号15番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の9ページ、10ページ、土地利用計画11ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、住宅等が連たんしている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者は申請地を相続により取得しましたが、相続登記の際に離れとなる家屋が建てられている土地の地目が畑であることが判明したため、農地法の申請を行われました。なお、家屋は昭和46年に建築されています。計画によりますと、現状のまま住宅として利用されます。雨水は敷地北側の道路側溝に放流して処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。

整理番号15番につきましては、議席10番 倉田委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 倉田農業委員の意見を朗読します。

去る11月12日に現地を確認しましたところ、当該土地は昭和46年に住居が建築され宅地化され40年以上過ぎております。今般の転用申請に対し周辺農地に影響もなく、また所有者の同意も得ておられますので、現状の推移には支障がないと判断いたしました。以上から私は、申請の許可は妥当であると思いますので、よろしくご審議決定くださるようお願いいたします。以上です。

続いて区域番号6番 西田推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 6番、西田です。本件に関しましても事務局より詳細な説明があったとおりでご ざいます。私の方から特別に申し述べることはございませんので、ご審議のほどど うぞよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご 質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号14番について採 決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号15番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに 決定いたします。

議案第143号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第144号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議に ついて」を議題といたします。

> 最初に、5条調書、整理番号34番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第144号をご説明申しあげます。議案書は7ページからとなります。 今月の申請は5件で、譲受人、譲渡人の住所、氏名、転用する土地の所在・地

目・転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号 3 4番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の 1 2ページ、1 3ページ、土地利用計画は 1 4ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 4 0%を超えている区域内にある農地転用が可能な第 3 種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電施設の設置に適した土地を探しておられました。当該地は日当たりが良く、適地と判断され、太陽光発電施設に転用するため申請されました。計画によりますと、申請地とその北側の土地合計858平方メートルに南側に向け太陽光パネル288枚を打ち込み鋼管により設置し、パワーコンディショナー9台により、49.5キロワットを発電されます。また、雨水は、自然浸透により処理されますが、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金に

ついては、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。

整理番号34番につきましては、議席8番 森地委員から説明をお願いいたします。

担当農委 8番、森地です。この申請地につきましては、水口町嶬峨の中村地先の西の方向にあり20年位前までは1軒住宅がありましたが、その後ずっと空き地になっておりました。今回その住宅地と土地続きの畑に太陽光の施設を設置されることとなりました。なお、この申請地は住宅地に囲まれておりまして、市道を挟んで4軒の住宅がございます。北側は山林、藪となっております。そうしたことからこの4軒の同意は得られておりますし、改良組合長も承認されておりますので、何ら問題はなく許可相当と思われますので審議につきましてどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続いて区域番号10番 奥村推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意 見書の朗読をお願いします。

事務局 奥村農地利用最適化推進委員の意見を朗読します。

今回の申請地は集落の住宅地にあり、また不作付地の畑地であり、農地利用の最適化推進にも問題もなく、地元改良組合長の同意も添付されており、許可相当と判断されます。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご 質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号34番について採 決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号34番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長続きまして、整理番号35番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。 事務局

整理番号35番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の15ページ、16ページ、土地利用計画は17ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内にあり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域に指定されているため、農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人の寺院の駐車場は現在4台しか駐車することができず、寺の行事の際に駐車場が足りなくなることから譲渡人に話をされたところ、売買の合意をされ、申請されました。計画によりますと、申請地に盛土をして、砕石を敷き、車18台分の駐車場とされます。雨水は、自然浸透により処理されますが、周囲に農地はなく、今回の転用による周辺への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

整理番号35番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委

18番、田畑です。上程されております5条調書整理番号35番について、事務局の説明どおりでありますが、私からも補足をさせていただきます。

譲受人には200戸近く檀信徒がおられます。お盆の墓参り、施餓鬼、また法事に参拝されると駐車場が狭く、市道に駐車され、一時は大変な混乱をしているのが現状であります。総代さんたちが便利のいい駐車場を探しておられたところ、譲受人の隣に譲渡人の土地があり、譲渡人は結婚され、現在甲賀町にお住まいをされておられます。この土地は耕作されることなく、荒廃しないように現地の近くの方に保全管理をお願いされております。そうしたことで、今回の売買の話がまとまりました。これによって駐車場がかなり改善されると思っております。どうかよろしくご審議賜り、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続いて区域番号16番 吉村推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委

16番、吉村です。田畑農業委員と事務局から説明していただいたとおりでございます。特に地図を見ていただくと解るのですが、譲受人の土地の前がちょうどカーブになっており、非常に危ない状態です。このカーブのところに駐車され、お盆、お彼岸等には数珠つなぎとなる状況が多く、離合も困難です。これにより、安全に通行ができるのではないかと思っております。特に農地も長年に渡り耕作されておりませんので特に問題はないと思っております。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の説明いただきました件につきまして、 ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号35番について採 決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号35番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号36番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号36番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の18ページ、19ページ、土地利用計画は20ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農用地区域内農用地であります。農用地区域内農用地は原則として農地転用ができませんが、当該案件は一時転用のため、許可が可能となります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、甲賀北地区工業団地造成工事に伴う新設農道築造工事の工事車両乗り入れ及び資材と残土の仮置場として利用されるため、使用貸借権設定の申請を行われました。設置箇所は圃場整備地ですが、不耕作地であり、今後の耕作に影響はありません。計画によりますと、鉄板を123枚使用されます。また、工事完了後撤去されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。

整理番号36番につきましては、議席4番 西田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 4番、西田です。事務局から説明のありましたとおりですが、ここの圃場につきましては、第26回の総会の案件にもありました。土地利用計画図では、コンクリート舗装がされており、そこが工事の資材を運搬するための進入・搬入道路ということで主要道路からの道ということで一時転用されたところの手前の圃場になります。ここはその時に推進員・地元の農事改良組合長と一緒に現地確認をしていた場所ですのでよく存じあげております。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

続いて区域番号27番 大原推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 27番、大原です。この工業団地造成事業は地元待望の事業でございまして、これに関わる案件でございますのでよろしくご審議お願いします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の説明いただきました件につきまして、 ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号36番について採 決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号36番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長続きまして、整理番号37番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 3 7番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の 2 1 ページ、2 2 ページ、土地利用計画は 2 3 ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、農地の区域の規模がおおむね 1 0 ヘクタール未満の区域内にある第 2 種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電施設の設置に適した土地を探しておられました。当該地は日当たりが良く、不耕作地であったことから適地と判断され、太陽光発電施設に転用するため申請されました。計画によりますと、造成工事を行い、敷地面積2,315平方メートルの土地に南側に向け太陽光パネル1,015枚、パワーコンデショナー6台を設置し、最大300キロワットの発電が可能として打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は側溝を設置し、北側既設水路に放流され、処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得られております。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

整理番号37番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 15番、福永です。この件につきましては、10月23日に三雲推進員とともに 申請者と現地を確認しました。現状は不耕作地になっておりまして、周囲に影響を 与えるような圃場もありませんし、排水につきましては新名神の側道の排水路に流 されるということで問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたしま す。

議 長 ありがとうございました。

続いて区域番号35番 三雲推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 35番、三雲です。事務局ならびに福永委員からの説明のとおり、特に問題はないという判断をさせていただいておりますのでどうぞよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご 質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号37番について採 決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号37番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号38番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号38番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の24ページ、25ページ、土地利用計画は26ページであります。申請地は、都市計画区域外にある農地の区域の規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内の農地転用が可能な第2種農地であります。

転用理由及び概要を説明いたします。譲受人は再生エネルギー事業を検討されており、太陽光発電施設の設置に適した土地を探しておられました。当該地は日当たりが良く、適地と判断され、太陽光発電施設に転用するため申請されました。計画によりますと、現状のまま、申請地とその北側の土地合計845平方メートルの敷地に太陽光パネル288枚、44.0キロワットを打ち込み鋼管により設置されま

す。また、雨水は、南側水路及び河川に放流により処理されますが、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。

整理番号9番につきましては、議席9番 高井委員から説明をお願いいたします。

担当農委 9番、高井です。事務局より説明がございましたが、去る11月8日に木下推進 委員とともに現地確認をしました。この地区につきましては、近年、現況は田です が不耕作地であり獣害もあり太陽光発電施設の設置が非常に盛んになっておりま す。山あいではありますが、全般的に日当たりも良く、排水も良い今回の申請地 も、現況は田ですが不耕作地である隣接の雑種地と合わせて新設を計画し、利用の 申請をされているところでございます。周辺の農地への影響もなく、近くに川があ り排水も良い。景観においても太陽光発電施設は雑種地と違い良いと思いますので 設置の申請もやむなしと考えております。以上です。

議 長 ありがとうございました。

続いて区域番号40番 木下推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 40番、木下です。事務局から説明のあったとおりでございます。また先般、高井委員とともに現地確認をさせていただきました。現況、不耕作地となっておりまして、近い将来荒廃農地になろうかという状況の農地でございます。今後農作物を作るにはなかなか困難な状況にあり、今般太陽光発電施設を設置される申請を聞き、地元の農業組合長も了解しておられますし、何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご 質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号38番について採 決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号38番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに

決定いたします。

議案第144号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第145号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、議席3番川村委員におかれましては「農業委員会等に関する法律」第31 条第1項の議事参与制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【川村委員 退席】

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第145号をご説明申しあげます。議案書は10ページからとなります。

今月は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は14件でございます。借り手、貸し手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。11ページから13ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数13名、借り手は実人数5名、面積は65,473平方メートル、6.5ヘクタールとなります。次に、所有権移転の合計の売り手は実人数1名、買い手は実人数1名で、面積は5,883平方メートルとなります。また、借り手、買い手の経営状況につきましては、18ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。

ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございま したら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第138号について採 決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第145号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

それでは、川村委員の入室、着席を求めます。

【川村委員 入室・着席】

議 長 続きまして、報告案件に入ります。

「報告案件1農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告をいたします。お手元の調書は、19ページとなります。農地法第5条の届 出地は、参考図の27ページから31ページとなります。

今月の届出は3件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、19ページの調書のとおりでございます。届出内容につきましては、分譲宅地が1件、資材置場が1件、一般住宅が1件であります。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。

報告案件は以上でありますが、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いた します。

推進委員におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。

ここで一旦、休憩とします。再開は15時5分といたします。

【休憩】

議 長 それでは、会議を再開します。

これより報告事項に入ります。

最初に、報告事項1の「会長報告事項」について、私から報告させていただきます。

- 会 長 ・伊賀市農業委員会との交流会について
 - 滋賀県都市農業委員会連絡協議会県外研修について
 - ・全国農業委員会会長代表者集会について

議 長 続きまして、報告事項2の「副会長報告事項」について、お願いいたします。

副 会 長・委員農地パトロールの結果について

議長 続きまして、報告事項3の「広報編集委員会報告事項」について、山下委員長よりお願いいたします。

山下委員長 ・第2回広報編集委員会の結果について

第3回広報編集委員会の開催について

議 長 続きまして、報告事項4の「女性農業委員報告事項」について、服部委員よりお 願いいたします。

服部委員 ・東海・近畿ブロック女性の農業委員会研修会の結果について

議長 続きまして、報告事項5の「事務局報告事項」について、お願いします。

事務局

- ・前回総会から次回総会までの「経過と予定」について
- ・農地法第18条第6項報告及び利用権設定満了報告について
- 「甲賀市農業委員等の選任についての提言」の提出について
- ・次期農業委員・農地利用最適化推進委員募集説明会について
- ・第2回地域ブロック会議について
- ・県農業会議常設審議会の結果について
- ・農地転用実態調査の結果について
- 議 長 ありがとうございました。報告事項は以上です。 ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、 お伺いいたします。
- 議 長 特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。 ご審議いただきありがとうございました。

事務局長
それでは閉会にあたり、田畑副会長がご挨拶を申しあげます。

副 会 長 【閉会挨拶】

т	++1		ш.	عللد .	工.	\Box	\wedge	443	\wedge	√ =¥	- 10	Пι	1 44	0	-	A	///-	0	ᅮᆂ	•	나 ㅁ	ر جار	_	L	10	 	H		7
盽	習	市	農:	業:	娎	員	会	総:	会会	会議	規	. 則.	第	2	1	条	第	2	項	\mathcal{O}	規	定し	Z	ょ	ŋ	署:	名:	す	Z

議	長		
議事錄	录署名人		
議事釒	录署名人		